

# 2019年度 シンビオ社会研究会 グループ B エネルギー勉強会実施結果

【日時】 2019年11月13日(水) 13:00-16:20

【場所】 (公財)応用科学研究所3号館2階会議室

【参加者数】 16名

【配布資料】

(1) 勉強会実施要領

(2) NUMO 講演資料プリント

(3) 吉武惇二氏講演概要、略歴等

(4) LNG Outlook2019 発刊案内

(5) 世界の天然ガス需給を大変換させた米国産シェールガス

注: 3つの講演で使用の PDF はシンビオ社会研究会 HP に掲載。下記 URL 参照

[http://sym-bio.jpn.org/display\\_news.php?time=1911111500](http://sym-bio.jpn.org/display_news.php?time=1911111500)

## ~~~~~【プログラム】~~~~~

- 開会の辞 13:00~13:05 吉川榮和会長
1. (1) 講演1 13:05~13:55 司会 吉田民也 理事  
表題「NUMO 包括的技術報告書(セーフティケース)について」  
講師: 山田 基幸 氏  
(原子力発電環境整備機構(NUMO)技術部 部長)
- (2) 質疑討論 13:55~14:25  
~~~~~休憩①(14:25~14:30)~~~~~
2. 講演2 14:30~15:30 司会 永里善彦 理事  
表題「米国産シェールガスは世界にどのような影響を与えたか」  
講師: 吉武 惇二 氏  
(早稲田大学招聘研究員、元東京ガス総合企画部調査室長、元慶應義塾大学産業研究所)
- ~~~~~休憩②(15:30~15:40)~~~~~
3. 講演3 15:40~16:20 司会 新田隆司 理事  
表題「我が国原子力規制の歴史的経緯~福島事故を経ての批判的論考」  
発表者: 吉川榮和 理事  
(病床の田邊朋行氏(電中研)によるものを吉川理事が代行して紹介)
- 閉会の辞 16:20 吉田民也副会長(勉強会担当)

## ~~~~~【講演概要】~~~~~

### 1. 講演1「NUMO 包括的技術報告書(セーフティケース)について」と質疑討論

当会では2017年7月に高レベル放射性廃棄物問題をテーマに勉強会を実施し、その際にNUMOから専門家に技術の概要などの講演いただいた。本年度はさらに考究を深めるべく、「包括的技術報告書」を取り上げ可逆性・回収可能性、セーフティケースをキーワードにNUMOから山田基幸氏に下記項目について講演いただいた。

① 地層処分の歴史的経緯とトピックス、科学的特性マップ

② 包括的技術報告書の目的、構成、安全確保のための基本方針

- ③ 地層処分に適した地質環境の選定とモデル化
- ④ 処分場の設計と工学技術
- ⑤ 処分場閉鎖前の安全性の評価
- ⑥ 閉鎖後長期の安全性の評価
- ⑦ セーフティケースとしての信頼性確保
- ⑧ 今後の予定

(質疑討論)

**Q1-1** 日本ではどこが一番安定していて妥当なのか？

**A1-1** まだ応募がないが、正式に文献調査に着手してから初めて調べることになる。

**Q1-2** コストはどれくらいかかるのか？

**A1-2** 現時点で約3.8兆円と見積もっている

**Q2-1** 2015年の基本方針の改定では「可逆性、回収可能性を担保・・・」とあるが、どのような代替オプションで、どこがどのように行うのかという具体的なものがあるのか？

**A2-1** 可逆性、回収可能性は将来的に技術ができたときのことを考慮したもので、具体的なものは現時点ではない。群分離・核種変換によりHLWの処分がなくなるという説があるが、最終処分そのものは必要である。もし宇宙処分など将来の技術が実用化されたときには地層処分には拘らず、将来世代が判断できるという意味である。回収する場合は掘り起こすことになりこれは大変な作業となることから、坑道の先は埋設しても地表からアクセスするメインの坑道を最終的に埋める時点では慎重に判断する必要がある。

**Q2-2** サイトでガラス固化体4万本が処分可能というが、福島の廃棄物は別として、現在廃炉を申請している原子炉の解体廃棄物は収容可能か？

**A2-2** 廃炉廃棄物は地層処分の対象ではないが、使用済燃料については再処理したものは処分対象である。ただし、あるサイトから出た使用済燃料が何本で、それをどう収容するかの流れまでは考えていない。あくまでも再処理工場から出る廃棄物を処分するということである。将来原子力を利用し続けることで、いずれかの時点では4万本を超えることになり第2処分場が必要になるが、今必要な処分場作りに現在は集中している。

**Q2-3** 3種類の岩種の評価の結果、それらの優劣の有無はあったのか？

**A2-3** 優劣はない。どの岩種でも問題ない。

**Q2-4** 原子力学会のレビューがなされているが、地質、岩種、火山の評価はどのようにしたのか？

**A2-4** 原子力学会ではあるが、地質の専門家が入れられている。学会レビューとは別にNUMOでは専門家との意見交換の機会を設けているが、こういった機会を今後も継続的に設けていきたいと考えている。

**Q3** 調査はNUMOの役割だが、選定に当たっての地元への説明などもNUMOが実施するのか？

**A3** NUMOでは全国説明会や色々な勉強会の場などでお話させていただいている。勉強会は規模や理解度なども様々で、思いもしないような質問が出ることもあるが、いろいろな層の方に分かっていたらできるように資料や説明方法を改善しながら取組んでいる。

**Q4** 事業が始まるまでにまだ期間がかかり実計画になるかが危惧される。福島事故が起こったことで原子力のコンセンサス、軽水炉を動かし高速炉サイクルを開発し廃棄物を最終処分するというモデルは壊れてしまい、当初のNUMOのビジネスモデルは壊れていると思う。事業を進めるためには福島事故の終結が道義的に達成されて納得がいく段階にならねばならない。従来路線からは土俵がシフトしている。廃棄物のカテゴライズも従前のモデルではなく、福島の廃棄物も含めて収納するような新しいモデルが必要と思う。現行の活動を進めながら最終的にそれらを包括できる活動

になっていないといけないだろう。NUMOならびに推進母体はそのような包括的な検討をどの程度やっているのか。

**A4** 説明会に出向くと一般の方から福島のご廃棄物をどうするかと訊かれることはある。ただしご指摘のような政策的な議論は行なわれてはいないと思う。

**Q4(更)** 今すぐに答えを出す必要はないが、そのような意識を持って進めることが重要で、包括的な答えを出していかないと最終的な立地に結びつかない。NUMOの中でも議論していただきたい。

**A4** NUMOのビジネスモデルは当初から変わっていないが、それにあたって目下の課題もある。その一つは人材育成で、現在のNUMO技術部隊の年齢構成はフタコブラクダであり、技術伝承と全体のレベルの底上げは重要な点として取り組んでいる。

**Q5** 回収可能性について、回収できなくなるタイムリミットはいつなのか？

**A5** 費用をかけさえすれば物理的には回収は可能であるが、その時点の状況によるが、地表から掘り返すような場合には現実的に選択できるかという問題はある。

**Q5(更)** 回収可能のタイムリミットまでに分離変換の技術を完成させる必要があるとの議論になる。費用も人材も限られているから、いつまでもよいとはならない。

**A5** ざっくり言って100年くらいから埋め戻しを行う。しかし、この研究開発が特効薬になりうるのかという点から吟味する必要があるが、もし研究開発がなされるなら100年は一つの目標かもしれない。

**Q5** フランスはそのような議論を通して回収可能性を言っている。

**A5** フランスでは処分と言わずに貯蔵という言葉を使っていたように思うが、いつでも取り出せるというイメージは安心を得ることになるかもしれないものの、技術的には具体的に差異を設けられる話ではないと考えられる。

**Q5** 北欧では使用済燃料のまま銅で包んで直接処分するやり方がある。その可能性はどうか？

**A5** 直接処分はまだ対象ではない。しかし技術的検討は大事で JAEA で調査研究がなされている。サイクルの方法によっては、サイクルは無限には回らないので、いつかは直接処分することになるとも考えられ、技術的には直接処分技術はフォローしておく必要があると考えている。

(文責 吉田民也)

## 2. 講演2「米国産シェールガスは世界にどのような影響を与えたか」と質疑応答

数年前まで「シェール革命の到来」という言葉が経済誌に踊っていたが、結果はどうなったのか？講師の吉武淳二氏は、「まさに米国は革命的な変貌をもたらしたし、いまなお進行中」と述べる。その根拠は、米国が現在、ロシアを抜いて世界一の天然ガス生産国となり、LNG 輸入国から輸出国に変わった。そして、近い将来、世界 1~2 位を争う LNG 輸出国となると予想されるからだとしている。

以上の結論をデータ、図表を駆使し下記項目について具体的に講演して頂いた。

第1章:シェールガス革命は米国から始まった

- ・3つの掘削技術の組み合わせで生産可能に
- ・米国はロシアを抜いて世界一の天然ガス生産国に

第2章:シェールガスが天然ガス需給を変えた

- ・米国は LNG 輸入国から輸出国に変貌
- ・隣国のカナダ、メキシコも LNG 輸出国へ

第3章:今後の課題

- ・熱量バンド制導入の検討
- ・LNG バンカリング設備の充実

・低炭素化社会に向けてのメタネーションの推進

(質疑討論)

**Q1** 日本は、シェールガス由来の LNG を長期契約で高く買っているのではないかと？

**A1** 日本は、これまでカタールやインドネシアから石油価格にリンクした価格で天然ガス LNG を輸入してきたが、米国産天然ガス価格は、石油価格にはリンクせず、米国内のヘンリーハブ価格に準拠している。なお米国の天然ガスはシェールガスの増大によって価格が安く留まっている。日本の価格が米国に比べて大幅に高いのは、メキシコ湾及び東海岸からパナマ運河を経由して輸入するため輸送等の諸費用が高むからである。

**Q2** 水素社会への期待が高まっているが、水素はどのようにして得られるのか？

**A2** 一般的には、発電した電気を用いて水を電気分解して得られる。ただ、発電に多大なエネルギーを要すれば意味がない。そこで一例をあげると、今、進められている NEDO のプロジェクトでは、これまで価値の少なかったオーストラリアの褐炭から水素を製造する部分と、それを日本へと輸送するという部分の実証をおこなっている。具体的には、①褐炭から水素を含むガスをつくる「褐炭ガス化技術」、②液化した水素を長距離、大量に輸送する技術、③液化した水素を荷役する技術の実証を行っている。

**Q3** 米国以外のシェールガス、例えば中国のシェールガスについてはどうか？

**A3** シェールガスの埋蔵量の多い国は、中国、アルゼンチン、アルジェリア等であるが、いずれも技術的な面で難点があると言われている。例えば、中国のシェールガスは四川省で産するが、地震の多い地域である。

**Q4** 日本でシェールガスは産出するのか？

**A4** 今のところ、期待できそうにない。もっとも日本には日本海側、太平洋側沿岸部にメタンハイドレードが埋蔵されており、産総研を中心に研究調査が進められている。

(文責 永里善彦)

### 3. 講演3「我が国原子力規制の歴史的経緯～福島事故を経ての批判的論考」

吉川氏による代理発表と質問事項、会場からのコメントおよび後日田邊氏から寄せられた回答を以下に記載

#### 批判的論考の骨子

- 『原子力政策学』（神田啓治・中込良廣著、京都大学学術出版会 2009年11月25日初版）における田邊朋行氏による第9章『原子力法規制の体系』をもとに、原子炉等規制法の立法経緯、原子炉等規制法の目的及び規制方法、原子炉等規制法の特色、原子炉等規制法を取り巻く情勢の変化、原子炉等規制法の課題、これからの我が国の原子力法規制体系のあり方を展望した。
- 福島原子力事故は原子力法規制をどう変えたか？そしてその課題は解決されたか？福島事故が浮き彫りにした問題点は何か？国会事故調、政府事故調等の調査から、津波対策、シビアアクシデント(SA)対策について 規制側、事業者側に分けて考察し、原子力事業・産業の将来見通しがどのように変わったかを述べた。
- 福島原子力事故を契機に、原子力法規制はどのように変わったか？その全体像と新規制基準の基本的な考え方、従来の規制基準との比較を行ったのち、田邊氏は、福島原子力事故後の原子力法制改革の問題点として、下記の点などを挙げた。
  - 福島原子力事故発生以前から指摘していた問題点の「事業規制方式」(事業規制と安全規制が一体化)と「入口規制方式」(施設の設置運転に先行する事前規制の重視)は変わっていない。
  - 事業の担い手が存続・承継することを前提とした規制であり、事業者等の市場退出等を想定していない。
  - 主要原子力事業において「経理的基礎」がその許可要件とされてその審査を通じて、(専ら安

全規制行政を担うべき)原子力規制委員会が原子力政策(核燃料サイクル政策)に「関与」する可能性がある。

(4) 不明瞭なバックフィット規制運用。

4. 福島原子力事故に鑑みると、原子力政策学(神田 啓治・中込良廣著)に欠けている点として原子力防災に言及し、原子力防災の仕組みに対する田邊氏の考えるあるべき今後の方向性とその課題を論じた。

5. 福島原子力事故以前に出版された『原子力政策学』は、エネルギー・環境問題の文脈において、原子力開発利用を社会経済活動の中でどのように位置づけ、制御し、それをエネルギー・環境問題の解決手段(資源問題、地球温暖化問題)として積極活用していくか、というスタンスでまとめていた。したがって、原子力開発利用の謂わば「生理現象」が専らの分析・考察対象となり、災害発生時の対応等といった「病理現象」が軽視される結果となってしまった。今後は、原子力の積極活用という問題意識にとらわれることなく、我が国を含む先進諸国における「脱原子力」の潮流とも向き合った上で、原子力防災に対する分析・考察はもとより、原子力技術の維持・継承の問題や、廃炉が地域経済・社会に与える影響等といった、新しい課題についても、「原子力政策学」の射程とすべきと提起した。

6. 最後に、これからの「原子力政策学」において、あらたに取り上げるべきテーマとして、以下を挙げた。

(1)原子力技術政策－原子力技術の維持・継承

廃炉時代、新規増設が見込まれない時代にあつての、原子力技術の維持・継承をどのように実現するか？

(2)廃炉時代の地域経済と社会

「原子力発電所立地と地域振興」の新しいフェイズとしてまた、原子力発電所立地が地域経済・社会にいかに貢献してきたか、をあらためて示すことも重要

(3)原子力産業構造－安全性に与える影響や新しい事業形態について

外部委託(いわゆる「外注丸投げ」)に伴う事業者の技術力の「空洞化」は起こっているか？メーカー、事業者(電力会社)一体となった、新しい事業形態の可能性等

### 吉川氏からの質問事項

**Q1** エネルギー政策基本法は何故2002年になって制定されたのか？

**A1** エネルギー政策基本法の制定は、エネルギー産業、特に同法制定の少し前に始まった「電力自由化」(第一次電力自由化)がきっかけになった。国側は、電力自由化の進展により、国によるエネルギー政策(原子力政策、温暖化対策、エネルギー安全保障)の実現が困難になることを懸念し、一方、事業者側は、これまで政策に「協力」する形で実施してきた取り組みが、「電力自由化」を理由に、国から何も「支援」されなくなる(「梯子を外される」)ことを懸念したこと等が、その背景にあったと思われる。

**Q2** 原子力基本法における「民主・自主・公開」の原則は、今も生きているのか？

**A2** 「民主・自主・公開」の原則は、原子力基本法立法当時は、あくまでも原子力の平和利用目的を担保するために設けられた原則(第2条)であり、平和利用目的から独立した(第1条の定める、原子力の研究、開発及び利用を推進するための)原則として設けられたものではないことに、先ずは留意する必要がある。今なお、平和利用目的がこれら三原則の下に確保されており、同原則に基づく諸施策がとられている、という意味において、同原則は「今も生きている」といえる。ところが、実際には我が国における原子力平和利用は、国内の原子力三原則に加え、世界の核不拡散施策、とりわけ米国のそれに大きく左右されてきた、という現実がある。国内再処理政策にそのことがあらわれている。

**Q3** 国策民営で行うというのはどこで規定？

**A3** 所謂「国策民営」とは、国が個別の許認可権限の行使(行政裁量を伴う)を通じて、国が企図する政策の一部を被規制者である民間事業者に「担わせる」(誘導する)という「政策手法」を揶揄したジャーゴンであり、そのことを明確かつ一律に規定する法令は過去から現在に至るまで一切ない。存在するのは、個別の許認可規定とその運用を規律する個別の内規類のみである。「国策民営」と揶揄される「政策手法」は、原子力やエネルギー産業に特有なものではなく、昔は鉄鋼業や運輸業等においてもなされていた。

**Q4** 電気事業法との関係は、いつどこで整理されたのか？

**A4** 2012年6月の電気事業法及び原子炉等規制法の大幅改正により整理された。法改正以前は、原子力発電所の設備に対する安全規制に関しては、原子炉等規制法による規制に加え、電気事業法の下で電気工作物としての規制を受けていた。しかし、法改正以降は、これらの安全規制は、原則として原子炉等規制法に一本化された。すなわち、原子炉等規制法の中に、電気事業法における、事業用電気工作物の維持、工事計画認可、工事計画届出、使用前検査、燃料体検査、溶接安全管理検査、定期検査、定期安全管理検査(定期事業者検査)に相当する規定を新たに設け、これらについては電気事業法の適用を除外することとした。

**Q5** 規制と自主保安の関係？

**A5** 講演で使用のPDF(p.46)では、事業者の「自主的」取組みによるさらなる安全性向上策の欠如のことを「自主保安の欠如」(政府事故調中間報告)と記述していたので、誤解を与えてしまった可能性がある(政府事故調中間報告自体が誤解をしている可能性もある)が、2012年6月の原子炉等規制法の大幅改正によって、安全規制(規制基準)は大幅に強化されたが、原子力施設(旧電気事業法、現原子炉等規制法での定義による)の維持、検査等に関しては、事業者による第一義的責任を課し、事業者自らが品質保証体制・保守管理活動の強化や自主点検等を通じて、規制基準の維持、遵守等を図るという仕組み、すなわち「自主保安体制」は従前どおり維持されている。自主保安の要諦をなす検査は規制遵守を確保するための重要な要素であるため、自主保安を基本としつつも、その不正を未然防止し、その実効性を高めるために、様々な(検査に対する)規制強化が図られてきた(詳細については、次のQ6の回答で述べる)。

**Q6** 運転開始後の検査について従来法規的にはどうしていたのか？

**A6** 検査については、「不祥事」発生等を契機にして、(事業者による)検査を「強化」「チェック」する(遵守状況や実施体制を国が「チェック」する)規制が逐次整備されてきた。当初の検査「法制」は、施設に対するものを対象とするものであったが、1999年に、保安活動に対する検査である保安検査(保安規定の遵守の状況の確認)が原子炉等規制法に導入され、2002年には、電気事業法(当時)に、事業者が関係する検査を行うことを義務付け、規制機関がその実施体制を確認する検査制度(定期事業者検査制度)が追加された。この体制は、現在においても維持されている(ただし、原子力については、法令は原子炉等規制法に一本化されている)。バックフィットや事業者による自主的な安全性向上策との関係については、機会があれば別途紹介したい。

**Q7** 原子力に関わる省庁の消長、所掌の変遷と、原子力研究開発機関の設立・改正・廃止統合等の系譜をたどると国策民営の原子力研究開発の消長挫折が理解できる？

**A7** 原子力産業における所謂「国策民営」の問題を「深掘り」して分析・考察するためには、我が国の戦時統制(第二次大戦時)の一環としてなされた電力国家管理が戦後廃止され、民間の九電力体制となったこと(1951年の電気事業再編)まで遡る必要があると個人的には考える。これは原子

力の問題だけではなく、大規模水力開発の問題なども通底しているからである(なぜ、国策会社である電源開発(当時)が設立されたか、等)。一方、原子力に特化して分析する場合にあっては、原子燃料と再処理事業に着目すると良いと考える(特に再処理事業)。国側の研究開発等機関の変遷(原燃公社→動燃事業団→サイクル機構→JAEA)とそれに対応・呼応する民間事業の動向や「経営姿勢」を詳らかにすれば、大変有意義かつ興味深い研究になると考える。もっともその場合には、当時の職員・経営層へのインタビュー調査等が必要になるであろうし、米国の動向(特にカーター政権以降の核不拡散政策)をもあわせて分析に加える必要がある。

**Q8** 原子力規制庁・規制委員会設立後、立地審査指針とダブルチェックもなくなったと解するが、今の再稼働申請も廃炉申請もない原子炉はどういう位置づけ？

**A8** 新規制基準により従前の規制は整理・再編され、より実効性ある規制へと生まれ変わったと解される。現在、再稼働申請も廃炉申請もなされていない原子炉施設についても、現行法令(現行原子炉等規制法の定める新規制基準等)の下で適切に規制されており、「法の外」にあるわけではない。再稼働申請をするか、廃炉をするか、については、事業者の経営判断に委ねられており、専ら原子力の安全規制を行う現行原子炉等規制法(原子力規制庁・規制委員会)は事業者の経営判断には立ち入らない(また、立ち入るべきではない)。

#### 会場からのコメント

**C1** 大事故の責任は誰か、はっきりさせること。誰の責任なのか聞いたことがない。GE社にも責任がある。損害賠償を求めべき。

**CC1** 各事故調査報告が指摘しているように、事故及びそれに伴う損害は、複合的な要因によって発生・拡大した面もあり、主たる責任者のみの責任を追及し、それらの者のみに損害賠償を求めたり、刑事罰を求めたりするのは、個人的にはどうかと思う。GE社にも責任があるかも知れないが、GE社に損害賠償を求めるとは、原子力損害賠償法や原子力損害賠償国際条約(我が国が加盟している補完基金条約も含め)の定める責任集中原則(事業者のみが専ら損害賠償責任を負い、ベンダー等は賠償責任を負わない)に反する。もっとも、原子力損害賠償制度における責任集中原則は、原子力産業の黎明期において、主として欧米のメーカーが輸出推進策として強く求めたという側面もあり、今後事業(原子炉運転)者とメーカーとの一体化等といった原子力産業の再編が進むならば、この原則も再考が必要になるかも知れない。ただし、その場合にあっては、我が国が他国に「原子力輸出」をする際には、責任集中原則の見直しはその阻害要因となるので、この点に関しては慎重な議論が必要であろう。

**C2** 東電は対策を取らなかった。アメリカなら政府が企業に強制的にやらせる。

**CC2** 確かに米国では国が企業に強制的に対策(バックフィット)を講じさせているが、それが認められる(対策を講じさせる)条件に段階を設けている点には留意する必要がある。すなわち、米国では、段階に応じてバックフィットにいくつかの類型を設けているのである。第一は、**Cost-Justified Substantial Safety Enhancement Backfit** と呼ばれるもので、バックフィットの基本原則である。そこでは(バックフィットを求めるに際して)コスト要因を考慮することが認められている。第二は、**Compliance Backfit** と呼ばれる法規適合命令であり、これは、コスト要因を考慮することが認められない。第三は、**Adequate Protection Backfit** と呼ばれるもので、「Adequate Protection」のためのバックフィットであれば、コスト要因を考慮に入れることが許されないとされている。もっとも、何が「Adequate Protection」であるか、については、統一的な定義や客観基準等を通じてではなく、それぞれのケースに応じて専門工学的・科学的判断に基づき個別具体的に判断されることになる。これらについては、機会があれば別途紹介したい。

C3 東電はイスラエルの企業に安全性を任せた。

CC3 サイバーテロ対策に関して、イスラエルの電力公社の取組みが紹介されているのを見聞きした程度で、コメントされていること自身の事実の有無は知らない。一般論として、原子力事業者等における、外部委託、外注を通じた「重層的な階層構造」が安全性にもたらす影響については、今一度考察する必要があると考えている。

C4 エネルギー基本計画の目標を達成するために、今の安全規制の在り方でいいのか？ 大小色々話されたが、課題を整理して考えるべきである。

CC4 現行の安全規制には問題点が多いと田邊も認識しているが、それを「エネルギー基本計画の目標の達成」の阻害要因として位置づけてしまうと、目標達成のために安全規制を緩めるべし、という議論をしているのではないか、という疑念を一般国民の間に抱かせてしまう可能性もある。また、エネルギー基本計画はその時々々の政権によって内容が変わりうるものでもある（「ポスト安倍政権」が電力のさらなる自由化を求め、原子力をその「足かせ」と認識する危険性すらある）。したがって、現行エネルギー基本計画の遂行を念頭に置きつつも、それとは独立した形で、適正かつ効率的・効果的な安全規制のあり方を、(ご指摘のとおり)課題ごとに整理して、地道にその改善策を探究していくことが必要であると考えている。

C5 東電3幹部の刑事訴訟で有罪判決ならば民間事業は原発から手を引く

CC5 ここ数年、「道義的に許されない罪」を犯した者たちを、必要以上に非難し、罪刑法定主義をも無視した刑罰を求めるという風潮に、私自身危機感を覚えている。正義感の暴走は、実質的な「人民裁判」に繋がる。裁判所はこうした風潮に左右されることなく、憲法及び刑法の基本原則に基づいて、冷静かつ公平な司法判断をしてほしいと願っている。また、私たち一般国民も、一時的な義憤や正義感に溺れて、必要以上な「悪者探し」や「悪者叩き」をしないように、心がけたいものである。自分たちが被害者になるのと同じくらいの確率で、自分自身や自分の身近な者が加害者になる可能性もあるのだから。

(文責 吉川榮和、田邊朋行)



山田基幸氏講演風景



吉武淳二氏講演風景



吉川榮和氏の講演風景